特集2:ASEAN共同体と法 -

ASEAN共同体設立とベトナム新憲法

鮎京 正訓

はじめに―問題の所在―

2015年12月にASEAN共同体が発足したが、ASEANをめぐるこのような新しい動向の中で、ベトナムの憲法体制が、どのように変容していくかを考察する。

1. ASEAN人権宣言(2012年11月18日、プノンペン)について

※ ASEAN人権宣言の訳文につき、渡辺豊「ASEAN人権宣言」法政理論47巻1号、2014年、 に依拠した。

2012年11月18日のASEAN人権宣言は、「人権及び基本的自由並びに民主主義、法の支配、良き 統治の諸原則」の尊重、促進、保護を謳ったものの、他方では、「人権及び基本的権利の享有は、 対応する義務の履行との均衡が図られなければならない」とのべるとともに、「人権の実現は、 政治的、経済的、法的、社会的、文化的、歴史的、及び宗教的背景を考慮しつつ、地域及び国家 の文脈において検討されなければならない」とのべた。

「権利の行使は、義務の履行と不可分である」という "権利と義務との不可分性"規定は、ベトナムなど社会主義諸国の憲法ではしばしば見られたが、この考え方がASEAN人権宣言にも採用されていることに注意を払っておく必要がある。

また、他方の *文脈的人権"論ともいえる主張は、*人権の普遍性"の主張とは異なる性格をもつものといえよう。

したがって、かつて、1990年代に登場した「アジア的人権論」Asian Style of Human Rightsと、これらASEAN人権宣言の人権理解との異同を考察することは、一つの重要な学問的課題である。「アジア的人権論」とは、その議論の中心に「国家の生存権」を中核に置き、「経済発展の優先」を掲げるとともに、「手続的正義」より結果が大事だとする議論であり、それに加えて、他国からの人権侵害批判に対しては、「内政不干渉」を対置してきた。

いずれにしても、とはいえ、ASEAN共同体の結成にともない、ASEAN各国憲法は、ASEAN人 権宣言に抵触しない「体裁」をとる必要性が生じた。

2. ベトナム2013年憲法の成立過程をめぐって

1989年の東欧社会主義体制の崩壊、1991年のソ連邦の解体という背景のもとで、ベトナムは1992年に憲法を制定し、2001年に改正したのちに、2013年11月に新しい憲法を制定した。

ところで、2013年憲法制定にあたっては、憲法制定の過程で、ベトナム国会は2つの草案を国 民に提示した。

一つは、2012年12月6日の第一次草案である。第一次草案では、1992年憲法の第5章「市民の基本的権利及び義務」の規定を、第2章に "格上げ"し、また表題も「人権、市民の基本的権利及び義務」と変更し、2012年のASEAN人権宣言の影響も受け、「人権」により一層配慮した規定を行った。

2013年7月26日の第二次草案も、人権につき同様の規定を行っている。

ところで、この憲法制定過程において、特筆すべき事態があらわれた。

2013年1月23日、「グループ(嘆願、憲章)72」は、独自の憲法草案(私擬憲法草案)提出した。 「72」とは、当初の賛同者の数である。

第1条では、「ベトナムは民主共和国」であると規定し、現在の「社会主義共和国」という国名を捨て、ホーチミンの時代の「民主共和国」を採用することを求めた。

第2条「ベトナムの主権は、人民に帰属する」は、これまでのベトナム憲法の「あらゆる国家権力は人民に帰属する」という規定を止めて、「主権」という概念を登場させた。すなわち「人民主権」を掲げた。

また、人権に関しては、国会の草案と同様に「人権、市民の基本的権利及び義務」の章名を採用し、その第12条に、「ベトナム民主共和国において、1948年の世界人権宣言並びにベトナムが批准したその他の人権に関する国際条約の各条文に規定された人権は、尊重され、保護される」と定めた。そして、この私擬憲法草案では、「司法」の章の第69条で「憲法裁判所」の創設を定め、第70条では、憲法裁判官15名を国会が選出し、任期は9年であると定めた。

しかし、ベトナム政府は、この私擬憲法草案を否定するとともに、最終的には、2013年11月28日に新憲法を採択し、第一次草案、第二次草案には存在した「憲法評議会」の章も、全て削除した。

3. 2013年憲法の構造と人権規定

※ 翻訳にあたっては、以下の文献を参照したが、訳語につき伊藤未帆氏より多くの教示を受けた。

Hien Phap nam 2013 va nhung Diem moi quan trong, Nha xuat ban Hong Duc, 2014.

新憲法は、第2条で、「ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための社会 主義法治国家である」と定め、「ベトナム社会主義共和国は、人民が主人となる。すべての国家 権力は人民に帰属し、その基盤は、労働者階級と農民階級および知識人隊伍の連合である」と定め、 「国家権力は統一的であり、立法権、行政権、司法権の実行において、国家の各機関のあいだで分業、 協同、点検される」とした。

第3条では、「国家は人民の主人権を保障し、発揮させ、人権と市民の権利を公認し、尊重し、 保護し、保障し、富民、強国、民主、公平、文明、すべての人が満ち足りて、自由、幸福な生活 を送り、全面的な発展の条件を備えた生活を送るという目標を実現する」と定めた。

第4条は、「ベトナム共産党は、労働者階級の先鋒隊であり、同時に勤労人民とベトナム民族の先鋒隊であり、労働者階級と勤労人民、およびすべての民族の利益を忠実に代表し、マルクス・レーニン主義とホーチミン思想を思想的基盤とする国家と社会の指導勢力である。ベトナム共産党は、人民と密接な関係を持ち、人民に奉仕し、人民の監視を受け、自らの決定に関して人民に対する責任を負う。ベトナム共産党の各組織と党員は、憲法と法律の枠内で活動する」と定めた。

さらに、第8条では、「国家は、憲法と法律に従って組織され、活動し、憲法と法律に従って 社会を管理するとともに、民主集中原則を実行する。国家の各機関、幹部、公務員、職員は、人 民を尊重し、人民への奉仕に尽力し、人民と緊密に連携し、人民の意見を聞くとともに、その監 視を受けなければならないし、汚職、浪費および官僚的で、尊大な、驕り高ぶる態度には断固と して闘う」とのべた。

しかし、新憲法では、これまでの1992年憲法及び2001年改正憲法には存在した「社会主義的適法性」の規定を削除した。

第2章「人権、市民の基本的権利及び義務」では、第14条で、「ベトナム社会主義共和国では、 人権ならびに政治的、市民的、経済的、文化的、社会的な市民の権利は、憲法と法律に従って公 認、尊重、保護、保障される。人権、市民の権利は、国防、国家の安全保障、秩序、社会的安全、 社会的道徳、共同体の健康を理由として必要な場合においてのみ、法律の規定に従って制限され ることができる」と定めた。

また、第15条では、「市民の権利は市民の義務と不可分である。すべての人は、他人の権利を 尊重する義務を負う。 市民は、国家と社会に対する義務を実行する責任を有する。人権、市民 の権利の実行は、国家および民族の利益、ならびに他人の合法的な権利と利益を侵害することは できない」と定めた。

4. 2013年ベトナム新憲法の特徴

2013年憲法は、基本的には、1992年憲法の諸規定を継続している。それにもかかわらず、何故この憲法を「新憲法」として制定したか、がここでの論点となる。

新憲法は、「目玉」としての「人権、市民の権利」の章の位置づけを格上げし、人権規定を、ASEAN共同体創設という時代状況に合致させようとした。

ベトナム政府は、「法の支配」、「良き統治」の確立にも配慮することに努め、新憲法制定過程では、 当初は憲法評議会を創設することにより、「国のかたち」を少しはモデルチェンジしようとした。 しかし、ベトナム政府は全体として、モデルチェンジに失敗した。

そして、新憲法は、人権に関する広範な制約、制限規定の存在を許し、他人の権利を尊重する 義務の規定などを設けた結果、「人権」という用語は、一層、お題目だけになってしまった。 人権分野では、新憲法は、ASEAN人権宣言の、ベトナムに都合の良いところを取り入れたが、 いずれにしても、モデルチェンジは果たせなかった。

まとめ

ベトナムは、なぜ「国のかたち」を変えられないのか。一言でいえば、グローバル化の進展と 市場経済化の進行の中で、むしろ皮肉なことに、ベトナムやラオスは現行の体制(一党独裁)以 外に選択肢がないというところまで、追い込まれている。少しでも「国のかたち」を変えれば、 現在の体制が崩壊する、という危機意識が存在するからである。